

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 法定車検（千葉100さ3730）（オープンカウンター方式による）
- 2 業 務 場 所 千葉県香取市佐原イ3076 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所 成田北総管
- 3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和7年11月24日 まで
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 令和7年10月29日 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
 - 5) 担 当 者 経理課 浅沼勇氣
 - 6) 質 問 書 提出期限 令和7年10月23日 10:00 まで
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和07年10月30日までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 浅沼勇氣						
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709			
	メールアドレス	nyukei_chiba@water.go.jp					
発信者 (※必須)	(住所)						
	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
	メールアドレス						

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

法定車検（千葉100さ3730）

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

法定車検（千葉100さ3730）仕様書

1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構が所有する車両の道路運送車両法に基づく法定点検（12ヶ月）と車両検査を代行して受検を行うことに適用する。

2. 対象車両の引渡場所及び納入場所

千葉県香取市佐原イ3076 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
成田北総管理所 施設管理課

3. 期間

契約締結の翌日から令和7年11月24日まで

4. 業務内容

（1）車両の基本仕様

①登録番号	千葉100さ3730
②初度登録年月	平成11年10月
③車台番号	XZU3720001156
④車 名	トヨタ・トヨエース
⑤その他	別添「自動車検査証」のとおり

（2）車検等整備内容

- ①法定12ヶ月基本点検（車検）検査機器を使用した検査等を含む。
- ②自賠責保険料
- ③自動車重量税
- ④検査登録手数料（印紙代）

（3）官公庁等への手続

請負者は、法定車検にあたり、関係官公庁への手続を行うものとする。

5. 契約変更

上記4業務内容に記載した業務を行う中で、異常が発見されたときは、直ちに担当職員に連絡するものとし、担当職員の指示があるときは、その異常に対する修理を行うものとする。なお、当該措置に要した費用は変更契約の対象とする。

法定車検(千葉100さ3730) 数量表

区分	内 容	単位	数量	備考
作業費	法定12ヶ月基本点検料(車検)	式	1	(検査機器を使用した検査等を含む。)
法定費用	自動車重量税	式	1	不課税
	自動車損害賠償責任保険料	式	1	非課税
	検査登録手数料(印紙代)	式	1	非課税